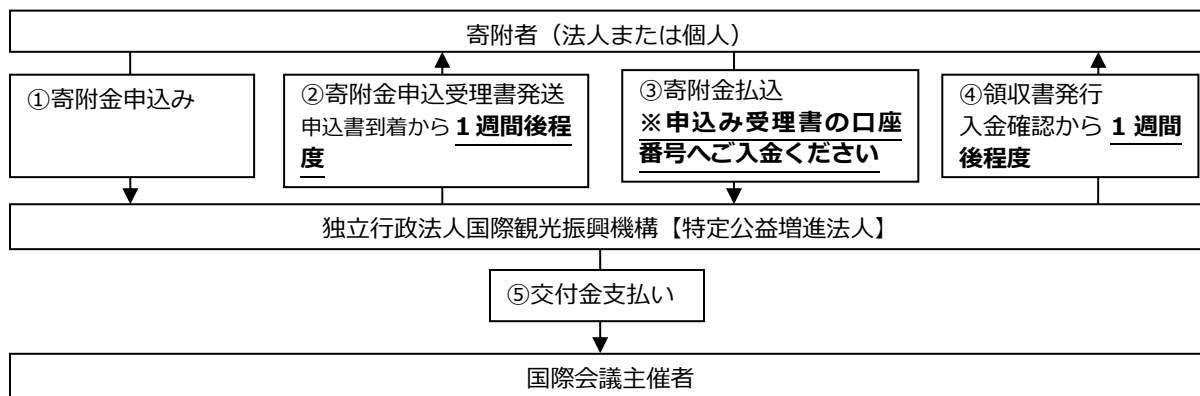


吃音・クラタリング世界合同会議 in Japan 2018



① 寄附金の申込み

寄附金申込書（様式第5号）に必要事項を記入し、当機構宛てにご郵送ください。

※申し込みをされてから、すぐにご入金いただけるわけではございません。申込書の受領後、1週間～10日ほどお時間がかかりますので、ご注意ください。

（記入内容に押印不足等の不備がある際は申込書を返送し、修正したものを改めて郵送していただきますのでご了承ください）

申込書送付先：〒160-0004 東京都新宿区四谷4-1 細井ビル4階
独立行政法人国際観光振興機構コンベンション誘致部 誘致推進グループ
担当：鈴木・大西 TEL：03-6691-4852

② 寄附金申込受理書の発送

前記の寄附金申込書を受領し確認次第、当機構から寄附金申込受理書（様式第6号）を送付いたします。

受理書に記載されている寄附金払込み口座宛に寄附金のご入金をお願い致します。

※受理書の発行には1週間～10日ほど時間がかかりますので、入金日にご注意いただくようお願いいたします

③ 寄附金の払込み

振込先口座の情報は寄附金受理書に記載してありますので、寄附金は**必ず当機構指定の寄附金払込み口座宛**にお振り込み頂くようお願い致します。

※申込書をお送りいただいても、当機構指定口座以外へのご入金は、課税優遇措置の対象外となりますので、ご了承ください

お振込は、会議開催日の前、平成30年7月12日（木）までにお願いします。

注）銀行間の為替記号では、独立行政法人は「ドク」となるため、お振込の際は「ドク」コガクコウケンコウキョウ コウケンギョウとご記載下さるようお願いいたします。

④ 領収書の送付

ご入金を確認され次第、当機構は領収書（様式第7号）を発行・送付いたします。領収書は大切に保管して下さい。

お振込み頂きました寄附金につきましては、特定公益増進法人に対する寄附金として所得税法および法人税法上、課税優遇措置がつけられます。

なお、国際観光振興機構は所得税法施行令第217条、法人税法施行令第77条の特定公益増進法人の「1号法人」に指定されておりますため、所轄官庁発行の「証明書」はございません。

⑤ 交付金の支払い

寄附金は、当機構から主催者に交付金として交付します。